

## 農業振興地域整備計画の変更（農振除外）に係る手続き

農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）第8条の規定により、空間農業振興地域整備計画書が作定され、その中で農用地区域を設定し土地利用の用途区分を定めていますが、経済事情の変動その他情勢の推移により真にやむを得ず農用地利用計画を変更する必要がある場合は、農振法第13条の規定により県知事の同意を受けなければなりません。

農業以外の用途に供することを目的に、農振農用地を農用地から除外するためには、次に掲げる要件のすべてを満たす場合に限り、行うことができます。

### 除外要件

- 1 当該農業振興地域における農用地区域以外の区域内の土地利用の状況からみて、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められること。

#### 〔農用地区域以外に代替すべき土地がないこと〕

- 自己所有地のすべてについて検討したか。
- 農用地区域以外の土地について選定検討したか。
- 当該施設の目的からみて、必要最小限の面積規模であり妥当性があるか。

- 2 当該変更により、農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

#### 〔地域計画の達成に支障を及ぼさないこと〕

- 地域計画内で当該地において農業を担う者が特定されている又は確保が見込まれていないか。

- 3 2に掲げるもののほか、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

#### 〔変更後の農用地区域の連担性が保たれるものであること〕

- 四方を農用地区域に囲まれておらず、農用地区域内の縁辺部であるか。
- 周辺農地の地形的連続性が分断されないか。
- 非農業的利用との混在による支障がないか。

- 4 当該変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと。

#### 〔担い手に対する利用の集積に支障を及ぼさないこと〕

- 周辺に農業経営を営む者（認定農業者等）がおらず、農地の集団化が損なわれないか。

- 5 当該変更により、農用地区域内の土地の保全又は利用上必要な施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

#### 〔農用地区域内の農業上の利用及び土地改良施設の機能に支障を及ぼさないこと〕

6 国の直轄又は補助による土地改良事業またはこれに準ずる事業で農業用排水路の新設、農用地の区画整理、農用地の造成等の施工に係る区域にある場合は、当該土地が、農業に関する公共投資により得られる効用の確保を図る観点から政令で定める基準に適合していること。

〔土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であること〕

除外申請をする場合は、除外要件を踏まえた上で、「農業振興地域整備計画の変更申請書」に必要事項を記入のうえ、「農業振興地域整備計画の変更に係る必要書類一覧」に記載のある書類を添付し、農政課まで申請してください。

なお、申請にあたっては、農地法や都市計画法等の関連法令による許可が見込まれる場合のみ受付をいたしますので、事前に関連法令の所管部局へ相談等を行ってください。

#### 申請から除外決定までの流れ

- 1 農業振興地域整備計画の変更申請書受付（年2回の締切日厳守）
- ↓
- 2 現地調査
- ↓
- 3 関係機関との意見調整（農業委員会・JA等）
- ↓
- 4 審査（市農業振興地域整備促進協議会）
- ↓
- 5 計画変更の事前協議（市→県）
- ↓
- 6 現地調査及び農振調整会議（県）
- ↓
- 7 事前協議に対する回答（県→市）  
除外見込みの通知発行（農業委員会への農地転用申請が可能）
- ↓
- 8 農振法第11条による公告縦覧（30日間）及び異議申出期間（15日間）
- ↓
- 9 計画変更の法定協議（市→県）
- ↓
- 10 県知事の変更同意通知（県→市）
- ↓
- 11 変更公告及び申請者への除外決定通知

※ 申請から除外決定まで最短でも約7ヶ月程度の期間を要します。また、案件の再調整等、協議の進捗によってはさらに期間を要する場合がありますので、予めご了承ください。

※ 除外申請の受付は、年2回（4月10日、10月10日締切）となります。  
なお、締切日が土日祝日の場合、前日（市役所開庁日）が締切日となります。